

第15回 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会

日時：令和8年5月27日（水）

午後1時～午後2時20分

場所：環境処理センター会議室

○事務局（山城） 只今から、第15回芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、環境施設課の山城です。

傍聴者の方にお願いがございます。先ほどお配りをしました資料に傍聴時における遵守事項がございます。御一読をいただき、会議の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、浦邊委員長様、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○浦邊委員長 それでは、議事に入ります。

本日の会議の成立について、御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） 本日の会議は、委員8人中全員の出席を得ており、委員過半数の出席がございますので、同要綱第6条第2項により、この会は成立をしております。

なお、本市の4月1日の人事異動により、事務局で就任・交替がありましたので紹介をさせていただきます。新たに就任した古川主幹です。

○事務局（古川） 資源循環担当の古川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） 谷野課長の後任で、平野課長です。

○事務局（平野） 収集事業課の平野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） また、新たに、亀井課長補佐、藤岡係長の後任として平井係長が就いておりますが、本日は別用件で欠席をさせていただきます。

○浦邊委員長 早速ですが、次第2の議題（1）の説明をお願いいたします。芦屋市廃棄物減量等推進審議会からの意見、よろしくお願いします。

○事務局（荒木） 私から説明させていただきます。

芦屋市廃棄物減量等推進審議会を3月13日に開催し、前回までの第13回、第14回の検討委員会の議事内容について説明をいたしました。その際、特段の意見等はございませんでしたので、資料は用意しておりません。以上です。

○浦邊委員長 何かございますでしょうか。それでは、資料1について、御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 資料1をお願いいたします。

4月20日に開催しました、芦屋市環境処理センター運営協議会からいただいた意見です。6件あります。

まず、施設配置及び動線計画、“処理センター内の既存樹木、特に敷地南側の竹林を残存・活用するなどして、緑化に関する計画、緑地率20%の確保を検討してほしい。”とのことであり、市の回答としましては、“施設配置を検討する際、既存樹木が支障となる箇所が想定されるものの、可能な限り樹木の残存、移植等も含め、緑化計画を考えていきたい。”と回答しております。

次に、“現在、処理センター西側信号交差点から処理センター内に進入する道路が曲線状となっているうえ、入口に進入後、Uターンする必要がある。安全通行の観点から進入部分の形状等を改良するなど検討してほしい。”という御意見をいただいております、市の回答としましては、“将来の動線計画参考イメージ図のとおり、進入後のUターンは不要となり、直線での動線を考えていますが、安全・円滑な通行ができるよう、入口の形状については検討いたします。”と回答しております。

次に、“資源化施設とパイプライン施設との間の通路、市民と事業者の各車両が通行するため、通路、2車線の幅員は十分に確保してほしい。”という御意見をいただいております、市の回答としましては、“資源化施設の配置を検討する際、当通路の幅員については、安全に通行できるよう検討いたします。”と回答しております。

続いて、多面的価値の創出に関する項目で御意見をいただいております。“検討項目の1つとして、憩い集い空間を挙げているが、多くの市民が来訪して、楽しめるような施設計画を検討してほしい。”との御意見をいただいております、“施設配置に伴う未利用地等において、多くの市民が利用可能な施設整備を検討します。”と回答しております。

続きまして、その他の項目。1つ目は、“プラスチック使用製品廃棄物の分別回収は令和12年4月開始予定としているが、現在の石油等資源を取り巻く社会情勢から見て、分別回収の開始時期を早めるなどの考えはないのか。”という御意見につきまして、

“現在の社会情勢は把握していますが、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収は今回の施設整備に併せて実施することとしており、令和12年4月の開始に向けて取り組んでいきます。”と回答しております。

最後に、“施設整備における工事期間中は、市民・事業者・工事用の各車両が通行することになるため、安全管理に注力をしてほしい。特に、市民の持込み車両には配慮が必要である。”という御意見をいただいております。“工事の施工計画を検討する際、各車両が安全に通行できるよう動線を設定し、各車両が輻輳することのないよう安全管理方法・体制等を整えます。”と回答しております。以上です。

○浦邊委員長 意見と市の対応について、何か御注意いただくことはございますでしょうか。御意見がありましたら、お願いいたします。

もっともな御意見をいただいています。出来ること、出来ないことがありますので、こういった回答になろうかと思えます。次の資料2について、御説明をお願いします。

○事務局（荒木） 資料2をお願いいたします。

芦屋市環境処理センター施設整備基本計画（案）への市民意見を募集しました。募集期間は、令和8年3月11日から令和8年4月19日まで。提出件数としては5人、内容としては21件となっております。提出方法につきましては、意見募集専用フォームで提出された方が5名、その他については無しという結果となっております。

いただいた意見の取扱いにつきまして、原案に盛り込み済み、御意見の内容は原案に盛り込んでいますの件数は3件。原案を修正、いただいた御意見を踏まえ原案を修正しますは0件、原案のとおり、いただいた御意見の対応が困難、市の考え方と方向性が合致しない、原案の内容と直接関係のない御意見・感想は18件という結果となっております。

続いて、5の意見及び市の考え方です。

基本計画策定の背景と目的に関しまして、1件目、“令和5年、本市から神戸市へ環境施策の連携協議について依頼し、ごみ処理施設の広域連携の検討を進めた結果、令和7年3月、両市間で可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しました。よって、本市の可燃ごみは、現ごみ焼却施設内に整備する中継施設で積み替え、神戸市のクリーンセンター、主に港島クリーンセンターへ搬送し、処理を行うこととなりました。経緯を存じ上げなくて恐縮ですが、話が飛びすぎではないかと感じました。温室効果ガス実質ゼロを目指した施策の推進が、なぜ神戸市への依頼につながるのか分かりませんでした。むしろ、南海トラフ地震の懸念もある中、焼却炉が減ることは市民のリスク増ではないでしょうか。また、以前に水銀の混入で焼却炉がストップしたことが

ありましたが、神戸市で同様のことが起こったらどうするのでしょうか。神戸市への輸送にかかる輸送を考えただけでも、全く温室効果ガス削減に資する計画とは思えません。計画自体の見直しをお願いしたいです。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“温室効果ガス削減に関しては、神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設でゴミ焼却による発電を行うと、本市単独で焼却施設を建設し、ゴミ焼却の発電を行う場合と比較して、約2倍のCO₂フリー電力を外部へ供給することが可能となり、電力需要を抑制し、他の発電を抑制することから、大型車両によるゴミ運搬に伴い排出される温室効果ガスを考慮しても、環境面において大きな効果があります。地震等発災時におけるゴミ処理については、国・県を通じ他の自治体と連携し広域処理をすることとなります。本市では、民間企業とも災害廃棄物の処理に関する協定を締結しておりますので、本市独自でも処理できる体制を整えています。神戸市との広域処理を開始後も、より安定したゴミ処理体制を構築してまいります。水銀の混入に限らず、港島クリーンセンターが稼働停止となった場合、当クリーンセンター以外の神戸市所有の焼却施設で処理することは可能です。”という考えを示しております。

2件目、施設整備基本方針についての御意見をいただいております。“施設整備基本方針、目標1に「広域処理による熱エネルギーの効率的利用」とあるが、今回、計画の施設では熱エネルギーが出るわけではないと思うが、これは何を指しているのか。神戸市の施設でのゴミ処理によるものであれば、掲げなくてもよいのではないかな。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設において、ゴミ焼却による発電を行うことを、目標1の「広域処理による熱エネルギーの効率的利用」と位置付けております。”という回答になります。

3件目、“施設整備基本方針の目標2、「循環型社会の形成」は、地球の現状から喫緊の課題と思うし、精力的に取り組んでいかななくてはならないと思う。単なるゴミを処理する施設ではないというのであれば、今、大問題となっている原油・ナフサ不足に関わり、石油由来からの脱却、石油製品に頼らなくてもいい生活ができるように行政としても取り組み、国や企業に対し提案、要請を行っていくべきではないだろうか。この計画の本趣旨とは違うと思うが。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“目標２の方向性で示しているとおり、循環的利用、再使用、再利用に資する施設となるよう整備を図っていきます。”との回答になります。

４件目の御意見も基本方針に関するもので、“目標２、「緑化推進」とあるが、持続可能、地球環境の向上などをコンセプトにする施設であれば、芝生を植えて緑があります程度のもではなく、施設全体が緑の木々に覆われているような、樹冠被覆率の高い施設にしていきたい。芝生の緑で緑化率が向上しましたというくらいでは、市民の意識を変えていくインパクトにはならないと思う。環境学習の拠点であるなら、なおさらである。”

市の考え方としては、原案に盛り込み済み、“目標２の緑化推進については、整備用地内の未利用地を活用し、市民が利用可能な空間整備、例として、芝生広場等や植栽による緑化を検討することとしています。”

５件目、同じく、“基本方針の目標２、単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。社会情勢の変化に対し、柔軟に対応可能な施設とします。緑化推進により、施設内のカーボンニュートラルに資する施設としますという文面に対しまして、漠然としすぎていて、よく分かりませんでした。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“施設整備基本方針に掲げた目標を実現するため、現在の整備内容を検討し、今後、施設整備事業の発注に必要となる要求水準書の作成を予定しています。”という回答になります。

６件目、整備位置、“図面の文字がよく見えませんでした。焼却炉全体をなくすということでしょうか。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“焼却炉の運転は停止しますが、焼却施設内のごみピットを活用して中継施設を整備するため、建物・設備は現在の状態で残ります。”という回答になります。

７件目、計画処理量、計画ごみ質、施設規模につきましての意見です。“ここからが狭い意味での本件に対する意見だ。将来的なごみの適正・安定処理継続のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要と言う。一般論としてはそのとおりだろう。プラスチックの分別収集については、本計画案では具体化されていない。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“プラスチックの分別収集については、現在、「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っているところであり、分別・収集・運搬・処分のそれぞれの過程における効率的・効果的な方法の検討を進めているところです。なお、本計画では該当箇所の項目において、プラスチック使用製品廃棄物の処理・保管対象量等の算定を行っています。”という回答になります。

8 件目、計画ごみ質について、“内容はよく分からなかったのですが、プラごみを分別するようになるということでしょうか。”

市の考え方としては、原案に盛り込み済み、“プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を行い、資源化する場合のごみ質を算定した結果を記載しています。”という回答になります。

9 件目、耐震性能に対する御意見です。“将来的なごみの適正・安定処理継続のためには新たなごみ処理施設の整備が必要という。一般論としてはそのとおりだろう。いずれ必至の東南海トラフ大地震などにどう備えるのかも重要な課題だ。”という御意見です。

市の考え方としては、原案に盛り込み済み、“資源化施設及び計量棟については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、構造体・建築非構造部材・建築設備ごとに耐震安全性の目標を設定。設備機器については、建築設備耐震設計・施工指針に基づき、耐震クラス区分を設定し、耐震性能を確保することとしています。なお、中継施設として運用を継続する現ごみ焼却施設は平成 8 年 2 月の供用開始であり、昭和 56 年施行の新耐震基準以降に建設しているため、新たな耐震補強等は不要とします。”という回答になります。

10 件目の御意見、事業方針の検討結果、“定性評価の公設公営方式、運営者の意向を設計に反映×。公営なのだから、運営者というのは公ではないのか。設計業者が民間であれば、発注するときに運営の視点・内容をしっかりと伝えればいいのではないか。他の方式でも同じ人が運営と設計をやるわけではないのだから、×にする必要がこれでは分からない。また、公設公営方式の事務手続上の負担軽減△。発注事務手続が格段に多くなるというのは、市役所の仕事が多くなるということか。仕事が増えるのが大変だから、民間任せの方がいいんだというように読めてしまう。そこを評価の対象にするのだろうか。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“公設公営方式においても、運営者の意向を設計に反映することができるものの、他の方式の方が民間の技術や数多い運営の経験を設計・建設に反映させることができます。そのため、公設公営方式の優位性が低くなります。また、一般廃棄物処理施設を運営するためには、維持管理と運営管理に関わる業務を発注する必要がある、これら発注に伴う事務手続が相当量となるため、負担軽減を評価項目として挙げています。”という回答になります。

11件目、概算整備事業費及び概算維持管理費の項目、“これは、旧施設を建て替える場合と比較して高いのか安いのか判断がつきません。建て替えは検討すらされなかったということでしょうか。”という御意見です。

市の考え方として、原案のとおり、“広域処理に伴い、神戸市への処理委託料やごみ運搬費等が生じますが、本市単独で焼却施設を建設した場合と比較し、財政効果としては40%の支出抑制を見込んでいます。”という回答になります。

12件目、検討委員会の開催経過・委員名簿についての御意見です。“自治会の方の名前が入っていますが、回覧板などではこの計画を見た覚えがありません。本来は住民投票などを行うべき大きな問題ではないでしょうか。また、ごみ出しを行うのは見る限り女性が多いと思いますが、女性と思われる名前の委員が1人しかおられません。”

市の考え方としては、原案のとおり、“本計画については、住民投票は実施していませんが、市民意見募集を実施し、計画を広く周知しております。また、基本計画検討委員会の委員について、専門家及び市職員以外は各自治会団体及び公募の市民委員で構成されています。各自治会団体から選任された委員は、本市から自治会の団体に対し就任依頼を行い、人選を行っていただいています。結果として女性は1人でしたが、本市としては附属機関等への女性委員の積極的な登用に努めていきます。”という回答になります。

13件目、その他の項目、“まずは、市民意見の募集のあり方について。いざ応募しようと思って市役所のホームページを開いても、そのページにたどりつくことが大変だ。まずは、「協働のプラットフォーム」から入ることが、すぐには思いつかないだろう。本当に芦屋市の主人公たる市民に大いに意見、知恵を求める気があるなら、もっとすぐにアクセスできるよう改善を求めたい。また、今までも機会あるごとに要望してきて、時には実行もされたパブリックコメント募集にあたっての説明会を開くようなこともするべきだ。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“市民意見募集に関する市ホームページへのアクセスについては、トップページのバナーを活用するなど改善を図り、より多くの方から御意見をいただけるよう努めてまいります。本計画のパブリックコメント募集において説明会を実施しませんでした、今後の環境処理センター施設の設計・工事を進めていく中で、必要に応じ検討してまいります。”という回答になります。

14件目、その他の項目、“本件の場合、既に神戸市との協定を結んでしまっているのだが、それ自体に異議ありということを改めて表明しておく。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“神戸市との広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものであるとともに、施設整備費及び維持管理費の支出抑制により本市財政に効果をもたらすものであるため、御理解をいただきたいと考えます。”という回答になります。

15件目、その他の項目、“将来的なごみの適正・安定処理継続のために新たなごみ処理施設の整備が必要。一般論としてはそのとおりだろう。そうである以上、既に契約してしまっているから神戸市施設での焼却はするとしても、トータルに考えてのコスト削減、CO₂削減になるかどうかの検証は絶対に必要だ、大型トラックでの輸送によるコストとCO₂排出量など。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“広域処理に伴い、神戸市への処理委託料やごみ運搬費等が生じますが、本市単独で焼却施設を建設した場合と比較して、財政効果としては40%の支出抑制を見込んでいます。温室効果ガス削減については、神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設でごみ焼却による発電を行うと、本市単独で焼却施設を建設し、ごみ焼却施設の発電を行う場合と比較すると、約2倍のCO₂フリー電力を外部へ供給することが可能となり、電力需要を抑制し、他の発電を抑制することから、大型車両によるごみ運搬に伴い排出される温室効果ガスを考慮しても、環境面において大きな効果があります。”という回答になります。

16件目、中段部分、“神戸の施設も、いずれは更新の時期を迎える。その際の芦屋市の負担に備えるのか。それとも再び芦屋市独自の施設整備に備えるのか。中・長期の展望を持つべきだろう。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“神戸市の焼却施設に建て替え等があった場合、その時点の本市ごみ量に応じた処理能力分の建設費を負担することとなります。”という回答になります。

17件目、“今回のパブコメは、施設計画の項目など非常に細かく、専門性が必要なことが多く、市民レベルでは、そういう点についての意見は出しにくいのではないだろうか。私だけかもしれないが。ごみ処理については、芦屋市がどれだけごみを減らしたいと思い取り組んでいるかなど、その本気度がなかなか伝わらない。雑紙の資源化についても、生ごみの削減についても、もっと日常的に市民の目につくレベルでの情報発信が必要ではないだろうか。今回のテーマとは違うかもしれないが、環境・ごみ処理施設というテーマ、せっかくの機会であるので意見として述べたい。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“「芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」において、ごみ排出量の削減に向けた3つの重点取組として、①指定ごみ袋の導入②紙ごみの資源化③リサイクルの推進を掲げ、様々な施策展開を図っていきます。現在、本「一般廃棄物処理基本計画」の見直し作業を進めているところであり、市民・事業者に対する周知・啓発が徹底できるよう手法等の検討を進めます。”という回答になります。

18件目、“市内にごみ処理施設を持たない自治体になり、天災などの万が一の事態の折、ごみ処理が滞ることもある。また、神戸市との連携が薄れた際には、ごみ処理の方法を考えねばならず、中長期的に見た場合は賢い判断ではないと言えるのではないか。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“地震等発災時におけるごみ処理については、国・県を通じ、他の自治体と連携し広域処理することとなります。本市では民間企業とも災害廃棄物の処理に関する協定を締結しておりますので、本市独自でも処理できる体制を整えていますが、神戸市との広域処理を開始後も、より安定したごみ処理体制を構築してまいります。中・長期的な展望を踏まえた上で、令和7年3月、本市と神戸市との間で、可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しています。御理解をいただきたいと考えます。”という回答となります。

19件目、“私の家は地震に弱いから、何度もパブリックコメントに応募してきました。だから、何度もパブリックコメントに応募して、家を地震に強くする計画について意見をしても、全然市は対応してくれませんでした。さっき、市のホームページを見たら、耐震の計画期間が突然延長されていました。前までは、「先月に」この計画は終わると書いていたのに、勝手に延長されています。市長や議員の皆さんは知っていまし

たか。私の周りには古い家しかないのに、なぜ、私たち市民意見を聞かずに、勝手に延長したのか。市長がそれを勝手に決めたとしたら、ひどい話ですね。計画を作るのに、大学教授などの専門家の意見を聞きましたか。市民の意見は無視されています。この問題はずっと追及しないといけません。”という御意見をいただいております。

市の考え方としては、原案のとおり、“耐震対策については、「芦屋市耐震改修促進計画」において定めた住宅の耐震化率の目標値である98%を達成したものの、未だ耐震化されていない建築物もあることから、同様の取組を継続していくために計画期間を延長しています。”という回答になります。

20件目、“耐震の計画、耐震改修計画については、なぜ市民の意見を聞かないのですか。なぜパブリックコメントをしないのか。市民目線で、分かりやすく理由を教えてください。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例第6条第1項第1号の規定に定める“市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定または重要な変更”に計画期間の延長は該当しないことから、パブリックコメントを実施しておりません。”という回答になります。

最後、21件目、先ほどと同様の御意見で、“耐震計画については、勝手に専門家の意見を聞かずに延長されています。県では、“住宅や建築物の耐震化を計画的に進めるため、「兵庫県耐震改修促進計画」を改定することとしており、改定案について、令和8年2月6日から2月26日まで、県民の皆様からの御意見・御提案の募集を行ったところ、1件の御意見を寄せていただきました。提出いただいた御意見等の概要と、これに対する県の考え方及び最終決定した「兵庫県耐震改修促進計画」を下記のとおり発表いたします。”兵庫県では市民の意見を聞いていることが判明しました。県では、何故、意見募集をしたのに、市の計画は何もされていません。何故ですか、誰が計画の延長を決めたの。”という御意見です。

市の考え方としては、原案のとおり、“兵庫県においては、未だ、住宅の耐震化率が91.7%であることもあり、パブリックコメントを実施した上で計画の改定を行っていますが、当市においては住宅の耐震化の目標値である98%を達成したものの、未だ耐震化されていない建築物もあることから、同様の取組を継続していくために計画期間を延長しています。芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例第6条第1項第1号の規定に定める“市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定ま

たは重要な変更”に計画期間の延長は該当しないことから、パブリックコメントを実施しておりません。”という回答となります。

いただいた御意見は、「原案に盛り込み済み」が3件、「原案のとおり」が18件、計21件という結果となっております。以上です。

○浦邊委員長 「原案のとおり」という回答が18件。何かこれについて御注意いただくことはございますでしょうか。

○荒井副委員長 3ページの5、“単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。社会情勢の変化に対して柔軟に対応し、緑化推進によりカーボンニュートラルに資する施設とします。漠然としすぎていて、よく分かりませんでした。”とのことでした。

専門的な言葉を使うと、なかなか一般の方々には理解しがたいように思います。これからは、整備内容をさらに計画していくことになると思いますが、その際、市民の皆さんが分かるような言葉遣いで説明をしていただければ思っております。

○事務局（尾川） これから要求水準書の作成に取り組んでまいりますので、注意したいと思います。

○浦邊委員長 その他、御意見、御注意いただくことがございますか。

○足立委員 19、20、21の3件、耐震対策に関しては、基本計画の中での記述はあるのですか。

○事務局（尾川） 基本計画の内容とは異なる御意見ですが、回答は関係課と調整し記載しています。

○浦邊委員長 その他、何かございますでしょうか。5人の方から御意見をいただいています。次の資料3、基本計画(案)について説明をお願いします。

○事務局（荒木） 資料3をお願いいたします。

市民の皆さまから御意見をいただいたところですが、基本計画案について修正等すべき箇所が無いと考えております。よって、前回までにまとめた書面と同一の内容となっております。

今後、この基本計画に基づいて、事業発注に向けた要求仕様書を作成していきますが、その段階において、再度の見直しや点検を予定している箇所を御説明いたします。

4ページ、2) 関係法令ですが、法令改正等があれば、最新の内容に沿って適用の有無を確認していきます。

18ページ、施設規模につきましても、現在、見直しを進めている一般廃棄物処理基本計画も併せて、最新のごみ処理実績を踏まえ、見直し等の検討を行います。

28ページ以降の資源化施設に関する破碎設備、搬送設備、選別設備についても、最新技術の情報収集や研究を行い、設備内容の点検を行います。

最後、86ページ、概算事業費につきましては、再度、メーカーアンケートを行い、各費用の点検・精査を行っていくこととしています。以上です。

○浦邊委員長 基本計画として、これまでにとりまとめを行ってきており、さらに見直しも予定しているということです。何か御注意いただくことはございますでしょうか。

○荒井副委員長 58ページ、火災対策として、“リチウムイオン混入による火災防止のため”との記載があります。リチウムイオン電池による火災が発生し、施設が損傷し復旧には億単位の費用が必要になるという事例もあるようです。今後、要求水準書を検討される際には、リチウムイオン電池について十分配慮した内容にしていいただけたらと思っております。

○事務局（尾川） リチウムイオン電池の混入による火災は、今、全国各地で大変な問題になっております。不燃物を破碎する際、またプラスチックの分別を行う際、リチウムイオン電池はかなりネックになってくると思っております。破碎作業や搬送中における破碎を防ぐために、いろいろな手法をこれからもっと考えていくべきですし、他市での事例等も研究しながら反映させていただきたいと思っております。

○浦邊委員長 市民意見募集時には、本編と概要版を閲覧していただいたのですか。

○事務局（尾川） そのとおりです。5人の方から内容として21件の意見をいただきました。先ほど、足立委員からありましたように、耐震関係。神戸市との可燃ごみの広域化、市民意見募集のあり方、委員への女性登用、事業方式の評価等の意見をいただきましたが、基本計画を修正すべき点は特に無かったと考えております。この内容で、市議会にも説明をしていきたいと思っております。

○浦邊委員長 86ページ、8 概算事業費は、今後作成する発注仕様書に記載するのですか。

○事務局（尾川） 今後の事業者選定委員会におきまして、再度、見積を徴収するなどして、精度を上げていくという作業が入ってくるとは思います。

○浦邊委員長 現在、事業費は上昇傾向にあるため、見積を徴収するとさらに費用が増加すると思います。整備内容については、環境省も精緻して厳しい方向に向かっていきます。

○事務局（尾川） 事業費については、見積を徴収する度に増加するという可能性もあると思っておりますが、焼却施設整備を中継施設整備に替えたことでかなりのメリットが出ていると再認識しているところです。

アンケートにご協力をいただいた各メーカーは、整備内容がまだはっきりしていないため、安全面を考慮されていると思いますので、今後、要求水準を固めた上で見積徴収を行うと、精度の高い事業費が把握できるものと期待しております。

○浦邊委員長 その他、御意見、ございますでしょうか。

○足立委員 資料1、運営協議会からの意見等にありました動線計画の件、私自身、度々、ごみの持込みで来所します。今回の計画では、どの施設に持込みをするのですか。

○事務局（尾川） 資料3の42ページをご覧いただきたいと思います。

施設配置及び動線計画参考イメージ図であり、当課として最善案として検討したものです。メーカーとして、このイメージ図どおり計画する必要はありませんが、維持管理を行う中で、処理センター内で課題であると認識している、例えば、市民持込み車両とパッカー車との錯綜やUターン箇所が多いなど、これらを踏まえた上で動線計画を考えております。

一般持込み車両は凡例の②、西門から進入後、南進、計量棟を経由し、北進、資源化施設に進入します。ここで、可燃・不燃の両方のごみを降ろします。その後、当施設の外周を通行し、再度、計量棟を経由、西門に向かっていただくよう、なるべくUターンが無くパッカー車とも錯綜しない動線計画をしております。

○足立委員 神戸市へのごみ搬送用大型車両とは錯綜しないという考えですね。

○事務局（尾川） 神戸市へのごみ搬送用大型車につきましては凡例の⑧で、西門から進入し、現焼却施設内を経由し、西門から退出します。西門出入口部分での錯綜は少しございますが、基本的にはなるべく錯綜しない動線で考えております。

○足立委員 有難うございます。

○浦邊委員長 先ほど、意見がありましたように、凡例の①から⑧までの車両の出入りがありパイプライン施設もあるため、複雑になる部分があります。特に、持込みされる市民は、燃えるごみと燃やさないごみを混載され来られる可能性もあり、資源化施設内で同時に降ろしていただくことになります。この動線計画は、大型車の通行も含め、一番妥当かなという気はします。

○荒井副委員長 今回の意見に関連する要望です。資料１の運営協議会から６件の意見の内
３件が車両通行に関する内容となっていますので、足立委員が御指摘されるように非
常に重要な観点だと思います。是非、今後も十分な検討をしていただけたらと思いま
す。よろしくお願いします。

○事務局（尾川） 検討させていただきたいと思います。

○足立委員 現況として、民間業者の車両はスムーズに通行していますが、市民持込みの
車両は民間業者の車両との錯綜状況が見受けられます。また、東側の入口から入れば、
直ぐに誘導員の方に向かうこともできます。市民持込み車両は非常に多いと思いま
すが、動線計画では施設内を周回するため危険なこともあるのではと感じています。

○事務局（尾川） 現在、処理センターの出入口から焼却施設までは短い距離です。北側
入口からの進入車両と西側出入口からの進入車両とでは、受付順序にズレが生じ、ま
た、不燃物を運搬する市民持込み車両とパッカー車両と錯綜する等の問題があります。
年末になると、市民による持込みが多く、市道での待機車両が生じる状況があるため、
処理センター内で車両が待機可能な場所を確保することは、一つの安全対策として考
えており、各施設までの距離は長くなりますが、市民持込み車両は一つのルートで通
行するため、他の車両との錯綜が無く安全性は向上すると考えております。

○足立委員 処理センター内で待機が可能になるということですね。

○荒井副委員長 全国的に見ても、安全に待機できるスペースは施設内で確保しています。

○浦邊委員長 市民持込み車両が公道上で待機することは周辺に迷惑をかけるため、施設
内での待機はやむを得ないと思いますが、スムーズな動線計画を検討していただけれ
ばと思います。

○大永委員 動線計画については、具体的ではないため、今後、どうなるのかわからない
部分があると思っています。

○浦邊委員長 基本計画として全体の方向性は見い出したかと思っています。今回をもって、
計画検討委員会は最終とします。

○事務局（山城） 基本計画書の手交の場を設けさせていただきたいと思います。写真撮
影もさせていただき、今後、市のホームページにて掲載予定でございますので、よろ
しくお願いいたします。

（玄関ロビーに移動後、手交。）

○事務局（荒木） 議題の（３）その他につきまして記載はしていませんが、今回の市民意見募集の結果及び基本計画（案）については、来月開催される６月の市議会において、説明・報告を行うこととしています。以上です。

○事務局（尾川） 閉会にあたりまして、高島市長からご挨拶をさせていただきます。

○高島市長 まずは、４年間にわたり、基本計画検討委員会にご参加いただきまして、本当に有難うございました。

特に、浦邊委員長、荒井副委員長におかれましては、様々な専門的知見から御指導をいただきまして有難うございました。

この４年間で大きな転換点となったのが、神戸市との広域処理を進めていこうという大きな決断だったと思います。これは、本市にとっても、これまで自前で処理してきた業務を、神戸市と一緒にやっていくという大きな転換点でもありました。

様々な議論がありましたが、いろいろなケースを模索しながら、環境面、財政面で様々なメリット・デメリットを比較した上で、神戸市と一緒に処理した方が、中長期的に考えるといいのではないかとということでこのような結論になりました。

４年間の途中で方向性が変わるという、なかなか例の無い状況であったと思いますので、委員の皆さまには御負担をおかけした面もあったと思います。何より、当初より期間が長くなってしまいました。改めまして、委員の皆さまには御尽力をいただき、有難うございました。

ごみ処理というのは、言うなれば、市民から見るとごみ出しできて当たり前、誰かが処理をしてくれて当たり前、ということだと思います。だからこそ、是非この機会を捉えて、ごみ処理がいかにいろいろな人たちの協力と尽力のもとで成り立っているものなのか、市民の皆さまにも、改めてよく知っていただきたいと思います。処理施設の建替え時期だからこそ、市民の皆さまにも考えていただけるきっかけになるのではないかなと思います。

基本計画は決まりましたが、この後がより大変といいますか、工事の着手、完成、運営まで長い道のりです。様々な課題もまだまだ待ち受けていると思いますが、市民の皆さまにしっかりと、その都度、状況を説明しつつ理解していただくことが、ごみ行政をうまく進めていく上で、とても大切だと思いますので、これからも情報発信をしっかりやっていきたいと思っています。

委員の皆さま、特に、自治会や市民委員の皆さまには、こういう形で議論をしてきたこと、こういう形でこれから進めていくということ、これからも是非、発信のお力添えをいただければと思います。

改めまして、4年間、本当にお世話になりました。有難うございました。

○浦邊委員長 市長からもございましたとおり、基本計画検討委員会を終わらせていただきます。長い間、皆さま方、御苦労さまでございました。

最終までこぎつけることができました、本当に感謝申し上げます。

特に、荒井先生には、専門的、また全国的な視点からもご協力をいただきました。

基本計画書をまとめることができましたことに感謝を申し上げ、閉会の挨拶したいと思います。有難うございました。

以 上